議案第７２号

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和８年９月１５日提出

小金井市長　白　井　　亨

（提案理由）

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、会計年度任用職員の報酬時間額を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第２一般事務の項中「１，２３０円」を「１，２８０円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「１，３７０円」を「１，４２０円」に改め、同表保健師の項中「１，９９０円」を「２，０４０円」に改め、同表看護師の項中「１，８２０円」を「１，８７０円」に改め、同表保育士の項中「１，４５０円」を「１，５００円」に改め、同表保育士補助の項中「１，３８０円」を「１，４３０円」に改め、同表栄養士の項中「１，５４０円」を「１，５９０円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「１，４４０円」を「１，４９０円」に改め、同表学童保育指導員補助の項中「１，２４０円」を「１，２９０円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「１，９２０円」を「１，９７０円」に改め、同表学芸員の項中「１，６８０円」を「１，７３０円」に改め、同表重労働（ごみ収集等）の項中「１，４８０円」を「１，５３０円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「１，２３０円」を「１，２８０円」に改め、同表給食調理の項中「１，３２０円」を「１，３７０円」に改め、同表その他の職種の項中「１，９９０円」を「２，０４０円」に改める。

付　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第７２号資料１

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例

別表第２（第２条関係）

職種	報酬時間額
一般事務	１，２８０円
技術（土木、建築等）	１，４２０円
保健師	２，０４０円
看護師	１，８７０円
保育士	１，５００円
保育士補助	１，４３０円
栄養士	１，５９０円
児童厚生員	１，４９０円
学童保育指導員	１，４９０円
学童保育指導員補助	１，２９０円
社会福祉士	１，９７０円
精神保健福祉士	１，９７０円
学芸員	１，７３０円
重労働（ごみ収集等）	１，５３０円
軽作業（用務等）	１，２８０円
給食調理	１，３７０円
その他の職種	２，０４０円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額

付　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

現行条例

別表第２（第２条関係）

職種	報酬時間額
一般事務	１，２３０円
技術（土木、建築等）	１，３７０円
保健師	１，９９０円
看護師	１，８２０円
保育士	１，４５０円
保育士補助	１，３８０円
栄養士	１，５４０円
児童厚生員	１，４４０円
学童保育指導員	１，４４０円
学童保育指導員補助	１，２４０円
社会福祉士	１，９２０円
精神保健福祉士	１，９２０円
学芸員	１，６８０円
重労働（ごみ収集等）	１，４８０円
軽作業（用務等）	１，２３０円
給食調理	１，３２０円
その他の職種	１，９９０円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額

備考

報酬時間額の引上げ

任命権者が定める限度額の引上げ

議案第７２号資料２

多摩２６市における会計年度任用職員（一般事務）の報酬時間額単価及び引上げ予定について

１　多摩２６市における会計年度任用職員（一般事務）の報酬時間額単価（令和８年４月１日現在）

１，４７０円	１市
１，４６０円	１市
１，４００円	１市
１，３５０円	１市
１，３３４円	１市
１，３１５円	１市
１，２６０円	１市
１，２４０円	３市
１，２３０円	１２市
１，２２６円	４市

※　小金井市は１，２３０円

２　報酬時間額単価が東京都最低賃金（１，２８０円）を下回る自治体（２０市）の報酬時間額単価改正予定額

１，２８０円	１５市
未　定	５市

※　小金井市は１，２８０円に引上げ予定

※　報酬時間額単価は、全て１時間当たりの額

議案第７２号資料３

会計年度任用職員の職種別報酬時間額単価の多摩２６市平均との比較

単位（円）

職種	26市平均額※	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均との差額		賃金額	26市平均との差額
一般事務	1,271	1,230	△ 41	50	1,280	9
技術（土木、建築等）	1,398	1,370	△ 28	50	1,420	22
保健師	2,019	1,990	△ 29	50	2,040	21
看護師	1,862	1,820	△ 42	50	1,870	8
保育士	1,417	1,450	33	50	1,500	83
保育士補助	1,308	1,380	72	50	1,430	122
栄養士	1,595	1,540	△ 55	50	1,590	△ 5
児童厚生員	1,491	1,440	△ 51	50	1,490	△ 1
学童保育指導員	1,491	1,440	△ 51	50	1,490	△ 1
学童保育指導員補助	1,333	1,240	△ 93	50	1,290	△ 43
社会福祉士	1,905	1,920	15	50	1,970	65
精神保健福祉士	1,913	1,920	7	50	1,970	57
学芸員	1,696	1,680	△ 16	50	1,730	34
重労働（ごみ収集等）	1,421	1,480	59	50	1,530	109
軽作業（用務等）	1,314	1,230	△ 84	50	1,280	△ 34
給食調理	1,325	1,320	△ 5	50	1,370	45

※　令和８年４月１日現在の報酬時間額単価による平均額で、小数点以下を四捨五入した額